

おもな学校感染症一覧表

第1種

※ 出席停止期間 : 治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）

第2種

児童生徒がかかりやすく、学校で流行を広げる可能性が高い病気

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。
麻疹 (はしか)	発疹を伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで。
風疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで。
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師等において感染のおそれがないと認められるまで。

第3種

学校教育活動を通じて、学校において流行を広げる可能性がある病気

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(※)

※ その他の感染症

・・・感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、RSウイルス感染症、手足口病、流行性角結膜炎、ヘルパンギーナ等

<出席停止の基準>

病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(R5年度 改訂)